

## 環境保全協定について

### 1. 環境保全協定とは

- 環境保全協定は、熱回収施設等の整備及び運営・維持管理等にあたって、生活環境の保全を図るために、当該施設の設置に関し、生活環境保全上の利害関係を有する周辺住民等（町田市熱回収施設等周辺の15町内会・自治会等）と当該施設の設置者（町田市）とが取り交わす協定です。

### 2. 環境保全協定の内容

- 環境保全協定は、熱回収施設等の運営・維持管理等に関する協定であり、一般的には、具体的な公害防止対策の内容、自主的基準値（排出ガス、騒音、振動、悪臭及び水質等）の設定及び測定等について決められています。
- 環境保全協定の内容は、地域の特徴・実情、施設の種類や、処理される廃棄物の種類等に応じて、当事者間の話し合いにより、その内容の調整を図りながら、取り決めていきます。

### 3. 環境保全協定の協議の進め方

- 環境保全協定は、熱回収施設等の運営・維持管理に関する協定であるため、熱回収施設等が稼働するまでに、周辺住民等と市の間で締結することになります。
- 環境保全協定に取り決める項目及びその内容については、2018年秋頃の締結を目標に協議を進めていきます。